

認知症訪問支援サービス契約書

_____（以下「事業者」という。）と
_____（以下「利用者」という。）は、事業者が利用者に対して
提供する認知症訪問支援サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対して提供する、介護保険法に規定する訪問介護又は船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱に規定する第1号訪問事業（以下「訪問介護等」という。）に併せて、船橋市介護保険条例第11条に規定する認知症訪問支援サービスを提供することにより、利用者の在宅生活の継続、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとし、利用者は、事業者に対して、認知症訪問支援サービスに係る料金を支払います。

第2条（契約の期間）

- 1 この契約の期間は、_____年 _____月 _____日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の _____日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問介護計画）

事業者は、訪問介護等を利用する利用者に対して、訪問介護等を提供する際に作成する訪問介護計画、介護予防訪問型サービス計画または介護予防生活支援サービス計画（以下「訪問介護計画等」という。）に、認知症訪問支援サービスに関する内容についても記載し、その内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（認知症訪問支援サービスの内容）

- 1 事業者は、第3条に定める訪問介護計画等に沿って認知症訪問支援サービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者が提供を受ける認知症訪問支援サービスの内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者に対して訪問介護等を提供する従業者により認知症訪問支援サービスを提供します。

- 4 事業者は、利用者が当該サービスの内容の変更を希望する場合には、可能な限りその希望に添うようにします。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、訪問介護等の実施ごとに訪問介護等の提供内容等を記載する書面に、認知症訪問支援サービスの実施ごとに認知症訪問支援サービスの提供内容等についても記載し、サービスの終了時に利用者又は利用者の家族の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、利用者に対して提供した訪問介護等について作成するサービス提供記録に、提供した認知症訪問支援サービスの内容についても記載します。
- 3 前項のサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付は、利用者と事業者が別に取り交わす訪問介護等に係る契約に準じて可能とします。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として、当月に利用した認知症訪問支援サービスについて契約書別紙に定める料金表を基に算定した額を支払います。
- 2 前項の額は、船橋市介護保険条例第11条に規定する認知症訪問支援サービス費に係る支給を受けることができる限度の範囲内について有効とします。
- 3 支払いの方法は、利用者と事業者が別に取り交わす訪問介護等に係る契約に準じます。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収証を発行します。

第7条（契約の終了）

- 1 契約の終了は、利用者と事業者が別に取り交わす訪問介護等に係る契約に準じます。
- 2 利用者が認知症訪問支援サービスの対象要件に合致しなくなった場合、この契約は自動的に終了します。
- 3 利用者と事業者が別に取り交わす訪問介護等に係る契約が終了した場合、この契約は自動的に終了します。

第8条（秘密保持）

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、サー

ビス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いません。

第9条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第10条（緊急時の対応）

事業者は、認知症訪問支援サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡をとる等の必要な措置を講じます。

第11条（連携）

事業者は、認知症訪問支援サービスの提供または契約の終了にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第12条（相談・苦情対応）

事業者は、訪問介護等に関する利用者からの相談・苦情等に対応する窓口において、認知症訪問支援サービスに関する利用者の要望・苦情等についても迅速に対応します。

第13条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令、船橋市介護保険条例、船橋市介護保険施行規則、その他関係要綱の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第14条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約の確実を証明するため、本書2通を作成し、双方連名により各1通を所持するものとします。

契約締結日 年 月 日

契 約 者

事 業 者

< 名 称 >

< 所在地 >

< 代表者名 >

利 用 者

< 住 所 >

< 氏 名 >

(代 理 人)

< 住 所 >

< 氏 名 >

認知症訪問支援サービス契約書別紙

○ サービス提供責任者 _____

○ 料金表

所要時間	対象サービス	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不穩の解消 ・ 搜索等 ・ 介護者不在時等の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出時の同行支援
	料金	料金
15分以下	73円	149円
15分を超え30分以下	146円	298円
30分を超え45分以下	219円	447円
45分を超え1時間以下	292円	596円
1時間を超え1時間15分以下	365円	745円
1時間15分を超え1時間30分以下	438円	894円
1時間30分を超え1時間45分以下	511円	1,043円
1時間45分を超え2時間以下	584円	1,192円
2時間を超え2時間15分以下	657円	1,341円
2時間15分を超え2時間30分以下	730円	1,490円
2時間30分を超え2時間45分以下	803円	1,639円
2時間45分を超え3時間以下	876円	1,788円
3時間を超え3時間15分以下	949円	1,937円
3時間15分を超え3時間30分以下	1,022円	2,086円
3時間30分を超え3時間45分以下	1,095円	2,235円
3時間45分を超え4時間以下	1,168円	2,384円
4時間を超え4時間15分以下	1,241円	2,533円
4時間15分を超え4時間30分以下	1,314円	2,682円
4時間30分を超え4時間45分以下	1,387円	2,831円
4時間45分を超え5時間以下	1,460円	2,980円
5時間を超え5時間15分以下	1,533円	3,129円
5時間15分を超え5時間30分以下	1,606円	3,278円
5時間30分を超え5時間45分以下	1,679円	3,427円
5時間45分を超え6時間以下	1,752円	3,576円
6時間を超え6時間15分以下	1,825円	3,725円

6時間15分を超え6時間30分以下	1, 898円	3, 874円
6時間30分を超え6時間45分以下	1, 971円	4, 023円
6時間45分を超え7時間以下	2, 044円	4, 172円
7時間を超え7時間15分以下	2, 117円	4, 321円
7時間15分を超え7時間30分以下	2, 190円	4, 470円
7時間30分を超え7時間45分以下	2, 263円	4, 619円
7時間45分を超え8時間以下	2, 336円	4, 768円
8時間を超え8時間15分以下	2, 409円	4, 917円
8時間15分を超え8時間30分以下	2, 482円	5, 066円
8時間30分を超え8時間45分以下	2, 555円	5, 215円
8時間45分を超え9時間以下	2, 628円	5, 364円
9時間を超え9時間15分以下	2, 701円	5, 513円
9時間15分を超え9時間30分以下	2, 774円	5, 662円
9時間30分を超え9時間45分以下	2, 847円	5, 811円
9時間45分を超え10時間以下	2, 920円	5, 960円

毎月の料金は、認知症訪問支援サービスの提供ごとの所要時間に応じた料金を合算した額となります。例えば、所要時間15分以下の料金が73円の対象サービスについて、所要時間10分のサービスを月に3回利用した場合は、 $73円 \times 3回 = 219円$ となります。

料金表の料金は、受領委任払いによる場合の料金です。償還払いの場合は、上記料金に10を乗じた額を一旦お支払いいただき、必要書類に領収書を添えて船橋市に請求することで、その差額の還付が受けられます。

○ 認知症訪問支援サービスの利用限度

1月間につき、10時間までが保険給付の対象となります。

認知症訪問支援サービス費に係る支給限度額は、介護保険の区分支給限度基準額の範囲には含まれません。

事業者

< 名 称 >

< 所在地 >

< 代表者名 >

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

< 利用者氏名 >

(代 理 人)

認知症訪問支援サービス契約における 個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

介護保険法令その他の諸法令、船橋市介護保険条例、船橋市介護保険施行規則、その他関係要綱の定めるところに従い、認知症訪問支援サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録すること。

3 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、認知症訪問支援サービスを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。

4 使用する期間

認知症訪問支援サービス契約書の契約期間とする。

年 月 日

様

利用者 <住所>
<氏名>

(代理人) <住所>
<氏名>

家 族 <住所>
<氏名>

認知症訪問支援サービス重要事項説明書

(年 月 日現在)

1. 訪問介護、介護予防訪問型サービスまたは介護予防生活支援サービスとの 共通事項

認知症訪問支援サービスは、ご契約いただいている訪問介護、介護予防訪問型サービスまたは介護予防生活支援サービス（以下、訪問介護等という。）の追加的サービスとなります。

したがいまして、認知症訪問支援サービスにかかる苦情・相談の窓口、事業者・事業所の概要は、ご契約いただいている訪問介護等と共通です。

2. 認知症訪問支援サービスの内容

認知症訪問支援サービスの対象となる行為は、以下のとおりです。

- ① 訪問介護等の提供にあたり、認知症による心理症状等によりサービス提供が困難となることがあり、気分を落ち着かせるために必要な措置を講じる行為。（不穏の解消）
- ② 訪問介護等の提供のため訪問した際に、徘徊により不在である場合等があり、捜索等のために必要な措置を講じる行為。（捜索等）
- ③ 常に見守りが必要な状態であり、介護者の外出等にあたり、他の介護保険サービスや地域の活動等では対応できないため、担当する訪問介護員により見守り等の必要な措置を講じる行為。（介護者不在時等の見守り）
- ④ 常に見守りが必要な状態であり、通院等の外出介助を介護者が行うにあたり、当該外出介助に係る介護者の不安の解消等のために訪問介護員が同行し、必要な措置を講じる行為。（外出時の同行支援）

※ 上記の内、必要と認められるものについて訪問介護等計画に位置づけた上でサービスを提供します。

※ ①の結果、不穏の解消に至らなかった場合や、②の結果、発見に至らなか

った場合についても、それぞれ必要な措置にかかった時間に応じて利用料金が発生します。

3. 利用料金・利用限度

所要時間	対象サービス	
	①不穩の解消 ②搜索等 ③介護者不在時等の見守り	④外出時の同行支援
所要時間	料金	料金
15分以下	73円	149円
15分を超え30分以下	146円	298円
30分を超え45分以下	219円	447円
45分を超え1時間以下	292円	596円
1時間を超え1時間15分以下	365円	745円
1時間15分を超え1時間30分以下	438円	894円
1時間30分を超え1時間45分以下	511円	1,043円
1時間45分を超え2時間以下	584円	1,192円
2時間を超え2時間15分以下	657円	1,341円
2時間15分を超え2時間30分以下	730円	1,490円
2時間30分を超え2時間45分以下	803円	1,639円
2時間45分を超え3時間以下	876円	1,788円
3時間を超え3時間15分以下	949円	1,937円
3時間15分を超え3時間30分以下	1,022円	2,086円
3時間30分を超え3時間45分以下	1,095円	2,235円
3時間45分を超え4時間以下	1,168円	2,384円
4時間を超え4時間15分以下	1,241円	2,533円
4時間15分を超え4時間30分以下	1,314円	2,682円
4時間30分を超え4時間45分以下	1,387円	2,831円
4時間45分を超え5時間以下	1,460円	2,980円
5時間を超え5時間15分以下	1,533円	3,129円
5時間15分を超え5時間30分以下	1,606円	3,278円
5時間30分を超え5時間45分以下	1,679円	3,427円
5時間45分を超え6時間以下	1,752円	3,576円
6時間を超え6時間15分以下	1,825円	3,725円
6時間15分を超え6時間30分以下	1,898円	3,874円
6時間30分を超え6時間45分以下	1,971円	4,023円

6時間45分を超え7時間以下	2,044円	4,172円
7時間を超え7時間15分以下	2,117円	4,321円
7時間15分を超え7時間30分以下	2,190円	4,470円
7時間30分を超え7時間45分以下	2,263円	4,619円
7時間45分を超え8時間以下	2,336円	4,768円
8時間を超え8時間15分以下	2,409円	4,917円
8時間15分を超え8時間30分以下	2,482円	5,066円
8時間30分を超え8時間45分以下	2,555円	5,215円
8時間45分を超え9時間以下	2,628円	5,364円
9時間を超え9時間15分以下	2,701円	5,513円
9時間15分を超え9時間30分以下	2,774円	5,662円
9時間30分を超え9時間45分以下	2,847円	5,811円
9時間45分を超え10時間以下	2,920円	5,960円

毎月の料金は、認知症訪問支援サービスの提供ごとの所要時間に応じた料金を合算した額となります。例えば、所要時間15分以下の料金が73円の対象サービスについて、所要時間10分のサービスを月に3回利用した場合は、 $73円 \times 3回 = 219円$ となります。

サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は、お客様のご負担となります。

料金表の料金は、受領委任払いによる場合の料金です。償還払いの場合は、上記料金に10を乗じた額を一旦お支払いいただき、必要書類に領収書を添えて船橋市に請求することで、その差額の還付が受けられます。

また、1月間につき、10時間までが保険給付の対象となります。

認知症訪問支援サービス費に係る支給限度額は、介護保険の区分支給限度基準額の範囲には含まれません。

4. 支払い方法

毎月の訪問介護等の利用料金に合わせて請求いたします。訪問介護等の支払い方法により、合わせてお支払いください。(請求書・領収書には、その内訳がわかるよう記載します。)

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービスの提供依頼を受けた後、契約を締結し、訪問介護等計画に位置づけた上でサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

認知症訪問支援サービスの終了については、ご契約いただいている訪問介護等の契約の終了についての規定と同様です。

利用者が認知症訪問支援サービスの対象要件に合致しなくなった場合、認知症訪問支援サービスの契約は自動終了となります。

また、訪問介護等の契約が終了した場合、認知症訪問支援サービスの契約も自動終了となります。

6. 緊急時の対応

認知症訪問支援サービスの提供時に、事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、訪問介護等の契約の際にご提示いただいているご家族・主治医・救急機関・居宅介護支援事業者等へ連絡します。

年 月 日

認知症訪問支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<名 称>

<所在地>

<代表者>

<説明者>

私は、契約書および本書面により、事業者から認知症訪問支援サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者

<住所>

<氏名>

代理人

<住所>

<氏名>